

発議案第1号

放射性物質を含む土壌及び焼却灰等の処分は国の責任において対応することを求める意見書

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

平成24年3月7日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 松 島 洋

賛成者 我孫子市議会議員 木 村 得 道

同 西 垣 一 郎

同 飯 塚 誠

同 日 暮 俊 一

同 内 田 美 恵 子

放射性物質を含む土壌及び焼却灰等の処分は国の責任において
対応することを求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大津波を引き起こし、我が国に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命と財産を奪った。特に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質は広範囲に拡散し、千葉県内でも放射線量の高い地域があり、本市では比較的高濃度の放射性物質による環境汚染箇所が確認されている。

このことは、市民に大きな不安を与えていることから、本市では、これまで校庭や園庭、公園、道路側溝などの放射線量調査を行うとともに、除染作業を順次実施してきたところである。

しかし、除染作業が進むに連れて放射性物質を含む土壌の自区内保管場所に苦慮している状況であり、自区内処理には限度がある。

また、千葉県内自治体の一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰からは、高濃度の放射性物質が検出され、その対応や一時保管場所の確保は深刻な問題となっている。

本来、放射性物質による環境汚染対策は、原子力政策を推進してきた国の責任により行うべきである。

よって、国において、次の事項について速やかに対応するよう強く要望する。

1. 放射性物質を含む土壌及び焼却灰等の保管場所は、国民の安全を担保できる土地を国の責任において確保すること。
2. 放射性物質を含む土壌及び焼却灰等の処分など、今回の事故により発生した費用については、国の責任において全額負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
財務大臣
環境大臣
経済産業大臣 宛

千葉県我孫子市議会